

資料4 事業所における自主的な取り組み事例

「防火管理研究論文こう概集」、「自主防災」等に掲載された各事業所の自主的に取り組んでいる防火管理対策を取りまとめたものを次ページ以降に示す。なお、主なものを以下のようにまとめた。

- 1 自衛消防の組織に関すること
 - ・自衛消防隊の編成として、自衛消防技術認定者を法定要求人員より多く確保している。
- 2 自主検査に関すること
 - ・火気点検について、従業員と警備員等による二重チェックを行っている。
- 3 消防用設備等、避難施設の維持管理及びその案内に関すること
 - ・防火戸閉鎖エリア、消防用設備等操作エリアなど物を置いてはいけない場所に表示をしている。
 - ・防災センター要員が1時間ごとに巡ら警戒を実施し、避難障害等の有無を確認している。
- 4 防火防災教育に関すること
 - ・災害時の行動マニュアルを作成し、従業員に配布している。
 - ・新入社員に対して防火管理に関することを教育している。
- 5 訓練の実施に関すること
 - ・自衛消防訓練審査会に積極的に参加している。また、毎年メンバーを替えたり、新入社員を参加させたりするなどの工夫をしている。
 - ・地域町会と応援協定を締結するなど、地域等との協力体制の確立を図っている。
 - ・総合訓練(火災の発見から消防隊到着までの一連の自衛消防活動について法定訓練の要素を取り入れて行う訓練)の回数を増やすなど積極的に行っている。
 - ・実施日時を予告しない訓練を実施している。
- 6 避難対策に関すること
 - ・災害発生時の放送を英語で行うなど、外国人に対する避難を配慮している。
- 7 出火防止、早期発見に関すること
 - ・放火されやすい場所の巡回強化、トイレ内に光センサーを設けるなどの放火対策を図っている。
 - ・リネン室、常時使用しない部屋などの施錠管理を徹底している。
 - ・ホテル客室の布団等は防災製品のものを使用している。
- 8 工事中の防火管理に関すること
 - ・工事の際には作業報告書の提出を義務づけるとともに、火気を使用する工事を実施する場合は、「火気使用工事看板」を掲出する。
- 9 その他
 - ・従業員、自衛消防隊員等に対して普通救命講習、上級救命講習の受講を促進している。
 - ・応急救護優良事業所としての認定を受けている。
 - ・ロッカー、OA機器等の固定を行い、地震発生時の転倒防止を図っている。

	用途	内容
1	劇場	<ul style="list-style-type: none"> 劇場係員及び警備員が救命講習を受け、救命講習優良事業所に認定されており、万一、災害が発生しても対応できるようにしている。
2	百貨店	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理委員会を設置している。 食堂街では終業時に火気点検を実施し、点検終了の目印として札を掲出している。また、自主チェック表に記録して防災センターに届出し、防災センターの勤務者が夜間巡視時に再確認し、チェック漏れの改善をして報告している。この成績を月例の店長会で営業成績・衛生管理と同様に発表している。 自衛消防隊の編成として、自衛消防技術認定者数を法的要求人員の2倍以上確保している。 新入社員の自衛消防訓練審査会への参加を促進している。 各階に自衛消防訓練審査会参加者を配置し、地区隊長を補佐できる体制を整備している。 緊急事態発生を想定した現場行動マニュアルを作成している。
3	百貨店	<ul style="list-style-type: none"> 社内で独自に定めた基準適合表示マーク交付制度を導入し、店舗運営方針に沿って別に定める「防火管理」、「顧客施設管理」、「商品管理」、「安全・衛生」等を基本項目とした基準に基づき各部門の状況を検査し、基準点を設けて適合マーク、不適合マークを交付している。
4	物品販売店舗	<ul style="list-style-type: none"> トイレ内の放火対策として、光センサーを設け火災の早期発見に備えるほか、従業員が客用トイレを使用し監視体制を強化している。また、トイレ内のゴミ箱を撤去している。 休憩場所の禁煙表示を絵柄から「喫煙禁止」に変更している。 ゴミ箱を従業員が監視できる場所に設置している。 喫煙方法に関する店内放送を1時間毎に実施している。
5	百貨店	<ul style="list-style-type: none"> 「地震災害対策基本計画」を策定し、東京直下型地震を想定した訓練を実施している。 全従業員に携帯用の「災害行動マニュアル」(自衛消防隊の役割・行動基準等)を持たせている。(発災時の初期行動、発災時のわたしの役割、発災時の通報・連絡の3項目で構成) 帰宅困難者対策、帰宅訓練を実施している。
6	ホテル	<ul style="list-style-type: none"> 新入社員教育として屋内消火栓設備の放水訓練、救命講習を実施している。 サービスマンは、防災センター勤務を経験させてから再び営業部門に配属している。 火気使用場所は、施錠後、防災センターに鍵を返却する際に「火気始末点検簿」に異常の有無を記載して報告している。 警備員による二重チェックを実施している。 従業員エリア内では、床面に蛍光テープを貼り、防火戸閉鎖エリアや消火設備操作エリアを明示している。
7	ホテル	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊客の人命安全確保を確保するために「安全管理遵守事項」を定めて社員が確認している。 工事開始前に必ず自衛消防訓練を実施している。 常時出勤可能な人員及び装備を有する「機動隊」、建物の全階層を地区単位とした「地区隊」、各セッション、テナントによる「職場隊」を編成している。 応急救護訓練(救命講習の受講)、自衛消防訓練審査会へ参加している。
8	ホテル	<ul style="list-style-type: none"> 自衛消防技術発表会へ男子・女子隊を参加させ、全社員オールマイティの自衛消防隊員を育成している。 上級救急技能講習修了者:67名、応急手当普及員講習修了者188名を配置している。 地域の防災ボランティアへの参加を奨励している。
9	病院	<ul style="list-style-type: none"> 災害予防マニュアル・災害対策本部マニュアルを作成している。 震災時に備え、医師宿舎・看護師宿舎を病院の近隣(徒歩3分以内)に移転している。 消防署の職員を講師に招き、新入社員教育を実施している。 自衛消防訓練審査会に毎年メンバーを替えて参加している。 地域の防災訓練に参加している。 地域町会と応援協定を締結している。
10	病院	<ul style="list-style-type: none"> 自衛消防訓練審査会へ参加している。 係長以上、守衛職等に携わっているものを対象に、防火管理講習受講者100名を目標としている。 新入社員教育として、防火防災に関することを4分の1盛り込んだオリエンテーションを実施している。
11	社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策委員会を設置し、毎月1回、定例会を実施している。 総合訓練を年4回、全員参加で実施している。 地域町会と応援協定を締結している。

12	特別養護老人ホーム デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長ほか2名宅に自動通報がなされるようにしている。 ・職員寮入居者や付近在住者により、災害発生時20分前後で約30名の職員が確保できるようにしている。 ・地域町会と応援協定を締結している。 ・東京都福祉局モデル訓練を実施している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。
13	身障者授産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理委員会を設置している。 ・避難に備え、段差を解消している。 ・車椅子使用者の居室を避難スロープの近くへ配置している。 ・地域町会と応援協定を締結している。
14	特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間の火災を想定した消防署・地域防災会と連携した総合訓練を実施している。 ・地域防災会と「災害活動相互応援協定」を締結している。
15	特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙対策の徹底(喫煙場所、喫煙時間の厳守、喫煙時間以外に喫煙する場合は、ケースワーカーが付き添う)を実施している。 ・居室内を火気厳禁としている。 ・放火対策のため、リネン室、常時使用しない部屋の施錠を徹底している。 ・入居者にライター等火気を持たせないように徹底している。 ・非火災報発生時の対応行動の検証を実施している。
16	特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時飲料水の確保用に井戸を掘削している。
17	特別養護老人ホーム デイサービス 知的障害者養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は緊急連絡網により、15分以内に3～5名、30分以内に15名くらいの参集が可能としている。 ・新任職員採用時に甲種防火管理者講習と上級救命講習を受講させている。 ・東京都社会福祉協議会が実施する防災研修会へ参加している。 ・自主的に防災センター要員講習を受講している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・防災応援協定を締結している町会との合同訓練を実施している。
18	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策小委員会を2ヶ月に1回実施している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・23の地区隊に対し、本部自衛消防隊が指導を実施している。 ・携帯無線機の使用訓練を実施している。 ・普通救命講習会を月1回30名に対し実施している。 ・地震対策として、柱や壁の補強、飛散防止フィルムの貼付、危険物品等の転倒・落下防止を行っている。
19	大学	<ul style="list-style-type: none"> ・研究室ごとに防火区画し、各室のドアは防火戸にしている。 ・実験研究用の危険物を把握するため、購入状況、使用方法、廃棄方法及び性状等に関するデータベースを構築している。 ・学生に「安全マニュアル」を配布している。
20	駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日業務の開始時に防火管理者は、各部署の担当助役、主任等を招集して注意事項を付与している。 ・池袋防災館での体験学習を実施している。 ・地下街に接する他事業所との合同訓練を年2～3回実施している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。
21	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震発生時の行動基準を定めた地震ポケットメモを作成している。 ・阪神大震災を踏まえて防災マニュアルを見直している。 ・ロッカーや棚のほかOA機器も固定し、地震発生時の転倒防止を図っている。
22	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルにより防災マネジメントシステムを運用している。 ・総合防災訓練、夜間防災訓練、広域防災訓練、防災センター要員行動訓練、防災本部設置訓練、社員教育&訓練、新入社員教育など年間120回の訓練を実施している。
23	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・火気使用は届出制・許可制としている。 ・一般火気使用は使用後30分、特別火気使用は使用後30分と2時間後に点検を実施している。 ・同業他社、他工場での火災は速やかに全職場に周知徹底、類似災害防止のための点検と対策を実施している。 ・安全手帳を全社員に配布している。 ・常駐業者、工事時入構業者に対する安全教育と火気使用守則等の研修を実施している。 ・新規の搬出入等の運転者に工場構内遵守事項を配布し説明している。 ・出初式を実施している。

24	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守衛による二重チェックを実施している。 ・ 安全衛生委員会による安全パトロールによる避難施設、火気設備等の点検を実施している。 ・ 応急救護優良事業所として認定書を交付されている。 ・ 地元町会参加の自衛消防訓練を実施している。
25	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灰皿、湯沸かし器の使用は、事前許可申請制としている。 ・ 終業時保安当番による火気使用場所の点検を実施している。 ・ 10項目にわたる危険物チェックシートにより、毎週点検を実施している。 ・ 自衛消防隊は、定例訓練を月1回(2時間)実施している。 ・ 自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・ 工場内部に自衛消防隊ホームページを開設している。 ・ 大規模地震対策規程を制定している。
26	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防隊員に「自衛消防隊行動マニュアル」を配布している。 ・ 隣接の独身寮と近隣在住の従業員による「夜間・休日自衛消防隊」を編成している。 ・ 毎年、自衛消防訓練審査会に新入社員を参加させている。
27	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1回の従業員による社内巡回(防火扉、消火器の前に物が置いていないか等自己チェック)を実施している。 ・ 消火器を1人当たり1本になるように設置している。 ・ 毎月第一就業日を「安全の日」としている。 ・ 危険物取扱者資格取得を奨励している。 ・ 防災訓練を通じて、組織の機能確認と全従業員の初期消火・避難訓練の徹底を実施している。
28	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各職場で終業時点検を行い、守衛所にある一覧表に確認者のサインをするようにしている。 ・ 溶接作業実施時は「火気使用許可証」に記入し、職場長の承認を得るようにしている。 ・ 溶接作業中は「火気使用場所」の札を下げ、作業終了後当直又は警備員が確認して札を回収するようにしている。 ・ 全男性社員に動力消防ポンプの訓練を実施している。 ・ 自衛消防訓練審査会へ毎年メンバーを替えて参加している。
29	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「防火対策委員会」を設置し、適正な防火管理業務の運営を図っている。 ・ 日常チェックは、「最終退出者チェックシート」により確認するようにしている。 ・ 実践的な行動を身に付けるため、自衛消防訓練審査会に参加している。 ・ 新入社員教育等(消防署での防災教育、社内で「防災講和会」を開催)を実施している。 ・ 震災等を想定した訓練を実施している。(広域避難場所への避難、構内避難経路の確保) ・ 災害発生時の迅速な行動が取れるよう、「緊急災害時対応マニュアル」を作成して従業員に配布している。
30	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回統括防火管理者が各テナントの防火管理者を招集する連絡会を開催している。 ・ 防災センター要員が1時間ごとに巡ら警戒を実施し、避難障害等の有無の確認を実施している。 ・ 防火区画や間仕切り変更等の改修工事は事前に届出し、管理権原者の承認を受けることを義務付け、法令違反事項の発生を防止している。
31	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保の3原則を制定している。(「安全は研究に優先する」、「安全は自ら創る」、「基本ルールを遵守する」) ・ 防火防災マニュアルを制定している。(火災発生時の社員等の行動、火災予防対策、激甚災害時の社員の行動等) ・ 震度6の大規模地震により火災が発生した想定、発災時間は無通知による総合防災訓練を実施している。 ・ iモードサービス等により、社員コード等を入力し安否確認ができる「安否確認システム」を開発している。
32	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合リスク対策委員会」を設置し、あらゆるリスクに対応できるように想定されるリスクごとに、定期的に予防対策について検討している。 ・ 防災対策の部会として「災害セキュリティ部会」を設置し、「緊急アクションマニュアル」という、緊急事態発生時の基本的行動や、役割分担、緊急連絡ルートなどをわかりやすく示したコンパクトなマニュアルをつくり、社員に配布している。 ・ 首都圏直下型地震を想定したシミュレーション訓練を実施している。
33	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の際には作業報告書の提出を義務付けるとともに、火気を使用する工事を実施する場合は「火気使用工事看板」を掲出するようにしている。

34	電力所	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の通信ネットワークを構築している。(地上マイクロ、衛生通信回線、有線通信回線) ・地域防災へ貢献している。(災害時の生活用水提供、消防水利指定)
35	研究所 (敷地内増築工事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物関係者側と建築工事側の責任者がチームを組み、毎月1回、合同巡回点検を実施している。 ・建築中の高層ビルでの火災を想定とした訓練を実施している。 ・作業工程を綿密に計画し、短期間の作業で使用する分だけの危険物の搬入を実施している。
36	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・部屋ごとに防火責任者、火元責任者等を任命し、氏名を明記した防火プレートを掲示している。 ・法定点検、自主点検以外に社内で設置した防火委員会により、多岐にわたる点検項目を定め、ボラロイドカメラを携行して年1回、点検を実施している。 ・防災設備の手引きを各部署に配布している。 ・消防計画以外に大地震対策基本規程を制定している。 ・災害時の行動基準を掲載した名刺サイズのカードを配布している。
37	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・安全環境監査を実施している。(監査員4～5名で1週間かけて実施) ・実施日時を予告しない訓練を実施している。(3日間の間に実施程度の通知) ・社内の共通語が英語であるため、いろいろな場面に即した英語の緊急放送テープを作成し、管理室に準備している。
38	事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・社員に対し普通救命講習の受講を推奨している。 ・多くの自衛消防隊経験者を輩出し、各職場での防災活動の核とすべく、計画的に新隊員を組み入れている。 ・意識高揚のため自衛消防隊員の任命式を実施している。 ・毎年新隊員で自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・年頭の恒例行事として出初式を実施している。
39	飲食店、物品販売店、店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、開店前15分間を利用して全従業員参加で固定配置訓練(仮想火点は予告なしに現示)を実施している。 ・年3回の総合訓練を実施している。 ・災害発生時の相互応援協定を締結している。 ・自衛消防訓練審査会に毎年参加している。
40	飲食店、物品販売店、店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・管理規程によるテナント従業員の登録・削除を義務づけ、これにより従業員の変動を把握し、自衛消防隊を編成している。 ・防災チェック及び防災キャンペーンを実施している。 ・自衛消防訓練審査会に毎年参加している。
41	飲食店、物品販売店、店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動の推進事項として、外壁に懸垂幕、「火災予防運動実施中」の放送の呼びかけ、売出しチラシに「防火標語」の印刷などを行っている。 ・自衛消防訓練審査会に毎年参加している。
42	ホテル、商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・ホテル部分では、21時30分に避難経路図の確認、寝タバコ禁止に関する一斉放送を実施している。 ・ホテル客室に防災を主体とした「防災ビデオ」を配置している。 ・携帯用防災手帳を全社員に配布している。 ・月2回、安全パトロールを実施している。 ・火災予防の標語を募集して、優秀作による標語カレンダーを作成し、配布している。
43	事務所、商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の下部組織としての安全推進協議会を設置している。(オフィス部会、店舗部会の設置) ・店舗部会では、アルバイト、パートを含む全従業員に消火器、屋内消火栓設備の放水訓練を実施している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。
44	店舗、事務所、共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・各テナントに対して全て単独に防火管理者を選任することを契約書に明記している。
45	遊技場、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・放火防止対策として客用トイレは清掃員点検のほか社員点検を1日4回実施している。 ・運営本部を基地局とした携帯無線による通信体制を構築している。 ・新入社員教育「防災の手引」により実施するとともに、立川防災館で実地訓練を実施している。 ・自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・社内での自衛消防訓練とは別に、毎月第2火曜日を訓練出向日として立川防災館へ数名を出向させている。 ・自衛消防訓練審査会参加者には自衛消防技術認定を取得させ、算定人員以上を確保している。 ・年1回休館日を全員出勤とし、消防訓練日として訓練に参加させている。

46	店舗、事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店舗では、毎月の定例店長会議の議題に必ず防災関連の議題を挙げている。 ・ オフィステナントには最低月1回統括防火管理者が防火管理者を訪問し、対話を行うようにしている。 ・ 各社で行う合同訓練の事前打合せ会には、統括防火管理者を出席させている。 ・ 各テナントに対し、毎月何らかの防災関連の行事があるように配慮している。 ・ 年2回本所防災館で研修を実施している。 ・ 自衛消防隊長パトロール(消防署の立入検査に準じたパトロール)年2回実施している。 ・ 各フロア2~3名の救命技能認定者を目指して講習会を実施している。 ・ フロア隊長研修(実技)を年2回、合同訓練の前に実施している。 ・ 防災ニュースを発行している。(パトロール結果などをタイムリーに提供) ・ フロアごとに無作為で選んだ10名に対し、年1回、1分間で地震時の初動措置がわかるか、消火器の所在と操作がわかるかなど、防災アンケートを実施し、結果を防火管理者やフロア隊長にフィードバックしている。
47	店舗、事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放火対策としてバックヤード、階段、トイレ等を2時間に1回巡視している。 ・ 各店舗に対し毎月1回抜き打ち点検を実施している。 ・ 自衛消防訓練審査会へ参加している。
48	店舗、結婚式場、加チャスクール、スポーツクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・ 防災に対する意識が強い場合の表彰制度を設けている。 ・ 火災予防関係の違反に対する独自の賞罰規定を設けている。
49	商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人となるテナントの表示やガス元栓閉鎖表示を実施している。 ・ 24時間専門業者による保安体制を確保している。 ・ 自衛消防技術認定者を法定要求人員以上確保している。
50	店舗、事務所、ガリノスク、駅舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署講師による実務的な講習会を実施している。 ・ テナント連絡会による共同防火に関する事項を協議している。 ・ 自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・ 工事作業届出は、工事实施の責任や賠償について誓約することが承認条件としている。 ・ 隣接ビルとの合同訓練を実施している。
51	ホテル 研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常口は日本語と英語を併記して案内を行っている。 ・ 災害発生時の放送は、日本語と英語で行うようにしている。 ・ 初めての研修生(利用者)には、ビデオで避難方法を案内している。 ・ 客室のセンター案内には8ヶ国語で「防災及び避難」について掲載している。 ・ 厨房はオール電化している。 ・ 共用部分で喫煙場所として指定した最も広いロビーのカーペットを撤去し、床を石張りに改修している。 ・ 東京、横浜、関西、中部の4センターを網羅した「大規模災害発生時の組織編制」をしている。 ・ 自衛消防訓練審査会に毎年メンバーを替えて参加している。 ・ 「大規模災害発生時の行動要領」を全職員に配布している。 ・ 「非常時研修生行動要領」を来館した全ての研修生(利用者)に配布している。 ・ 想定問題に対し決められた時間内に回答を出す訓練を実施している。 ・ 防災倉庫に保管している器具(簡易組み立て式トイレ、携帯用発電機、手動式人口呼吸器等)の操作訓練を実施している。 ・ 全職員を対象とした救命救急講習会を実施している。 ・ 簡易トイレの追加や簡易シャワー等の支援を受けるための業者との協定を結んでいる。
52	ホテル 事務所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日定期的に巡回を実施し、不適格事項について「注意勧告書」を館内LANで送信するようにしている。
53	ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災設備の取扱い要領についてマニュアル書を配布している。 ・ 火災・救急事案発生時の対応要領についてマニュアル行動訓練を実施している。 ・ 喫煙場所を指定し、吸殻処理の手順書を配布している。 ・ パート等含め経験の浅い従業員に簡単なチェック表により火気確認を実践させている。 ・ 炎感知器の設置を利用して、禁煙場所で喫煙している者に対する音声警告装置を設置している。 ・ 屋内消火栓箱活動スペースに反射テープを表示している。 ・ 防火戸の閉鎖障害等を防ぐため、物を置いてはいけない場所に写真等による禁止表示をしている。 ・ ナイトマネージャー要員(管理職)を対象に特別教育訓練を実施している。 ・ ハンディキャップ用客室を避難口の直近に設定し、フロント申し送りを実施している。 ・ 布団等に防災製品を使用している。

54	商業施設、共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災提案箱を設置している。 ・ 駅ビル防火冊子を作成し配布している。 ・ 監視カメラを 40 台設置している。 ・ 全館の避難口の扉を煙感知器の作動により連動開錠できるようにしている。
55	店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客用トイレの巡視を徹底している。 ・ 店舗閉店 15 分後にガス・電気の停止、タバコの処理、防火戸等の閉鎖を呼びかける館内放送を行っている。 ・ 自衛消防訓練審査会へ参加している。 ・ 普通救命講習の受講促進を行っている。 ・ 地震・防災対策マニュアルを作成し、全従業員に配布している。
56	商業施設、事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守マニュアルを作成している。 ・ 協議会は年 3 回実施している。 ・ 自衛消防訓練審査会へ毎年メンバーを変更して参加している。 ・ 「防災のしおり」を作成し、全事業所に配布している。 ・ 「さいたいカード(連絡先や血液型などを記載するもの)」を作成し、全従業員へ配布している。 ・ 2 ヶ月に 1 回「防災かわら版」を発行している。
57	飲食店、ホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・ その日ごとに自衛消防隊編成表を作成し、出勤時に自分の担当任務欄に確認印を押し意識付けを図っている。 ・ コンピューターによる在室管理をしている。 ・ 緊急時マニュアルを配布している。 ・ 障害者・高齢者の宿泊を把握し、避難の安全のため低層階への部屋割りを考慮している。 ・ 自衛消防活動審査会へ毎年メンバーを替えて参加している。 ・ 夜間スタッフは全て救急技能認定を取得させている。
58	駅舎、商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各テナントの終業時点検は警備員がチェックし、火気点検にミスがあると事故連絡表が作成され、各管理権原者に手渡され反則金を徴収するようにしている。 ・ ダンボールは防災センター勤務員が監視できる場所で管理している。 ・ 消防署、消防団と合同での訓練を実施している。
59	事務所、飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合自衛消防訓練を実施している。(毎年 9 月、在館者全員参加、約 400 名) 火災発生時刻、発生場所事前通告なしの訓練 一次訓練：発見、通報、初期消火、全テナント避難までの訓練 二次訓練：講習会(消火器の取扱い、応急救護)
60	事務所、研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署の協力により新入社員防災教育を実施している。 ・ 自衛消防隊班別講習会を年 1 回(2 日間)実施している。 ・ 安全パトロールとして、防災対策委員による年 4 回の職場巡視、総務部員による長期休暇前日の就業後の防火点検、警備員による夜間・休日の巡視等を実施している。 ・ 大地震などで一般の通信手段が混乱又は不能になった場合、アマチュア無線クラブの協力を得て、災害情報の迅速な把握、交換を実施している。 ・ 災害発生時の対応事項については、災害対策組織員、一般社員(自衛消防隊などの災害対策要員以外)の行動と警戒宣言発令時に各職場で行う緊急措置に分けてルール化している。 ・ 自衛消防訓練審査会に参加している。
61	危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常作業時、非常時の作業マニュアルを作成している。(マニュアルを各個人が確認し作業に従事) ・ 非常時作業マニュアルを作成している。(震災時の対応、火災発生時の対応、漏油発生時の対応) ・ 震災を想定した消防訓練を実施している。(オイルタンカーから荷卸し中の危険物漏洩、署、消防団との連携)